

由布市教育情報セキュリティポリシー

平成27年 3月25日 策定
令和 4年11月17日 一部改正
令和 7年10月28日 一部改正
由布市教育委員会

序章 由布市教育情報セキュリティポリシーの構成

由布市教育情報セキュリティポリシー（以下「教育情報セキュリティポリシー」という。）は、由布市立小学校、中学校及び由布市学校支援センター（以下「由布市立学校」という。）が保有する情報資産に関するセキュリティ対策を総合的、体系的に取りまとめたものである。

教育情報セキュリティポリシーは、どのような情報資産を、どのような脅威から、どのようにして守るのかについての基本的な考え方並びに情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用を含めた規定である。由布市立学校に勤務する職員（非常勤、臨時を含む）及び教育委員会事務局職員（以下「教職員等」という。）が情報資産を扱うとき、普遍性を備えた基本方針を遵守することが求められる一方で、社会情勢の変化や情報通信技術の発展に柔軟に対応し、情報セキュリティ対策を適切に実施することが必要である。したがって、教育情報セキュリティポリシーは、情報セキュリティ対策の根本的な考え方を表す「教育情報セキュリティ基本方針」、及び情報セキュリティを確保するために遵守すべき行為及び判断等の基準を示す「教育情報セキュリティ対策基準」によって構成する。

教育情報セキュリティポリシーに基づいた具体的な情報セキュリティ対策の手順である「教育情報セキュリティ実施手順」は別に定めるものとする。

第1章 教育情報セキュリティ基本方針

1-1 目的

教育情報セキュリティポリシー基本方針（セキュリティ基本方針）は、本市（由布市立学校）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

1-2 定義

(1) ネットワーク

電子計算機等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。由布市立学校においては、由布市立学校及びその他の教育関係機関を相互に接続するための通信網、その構成機器をいう。

(2) 情報システム

電子計算機等のハードウェア、ソフトウェア、及びネットワークに接続されたサーバ、クラウドサービス等で構成され、これら全体で校務処理や教育活動を行うもの。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざんまたは消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) 校務系

①個人情報等、機密性の高い情報を扱う校務専用のネットワーク（閉域網）に接続された情報システム及びそのシステムで取り扱うデータ。

②電子メールや情報検索など、機密性の高い情報を含まない校務用として、インターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータ。

(9) 学習系

機密性の高い情報を含まない教育活動用として、授業支援システムなど、インターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータ。

(10) ネットワーク分離

校務系と学習系の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(11) 無害化通信

仮想環境でメールの送受信やWebコンテンツなどを実行し、その結果を画像としてローカル環境に転送することで、マルウェアなどの脅威から端末を保護するセキュリティ対策を行った通信をいう。

1-3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 不正アクセス、ウィルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

1-4 適用範囲

(1) 行政機関等の範囲

本基本方針が適用される行政機関等は、教育委員会及び学校（小学校、中学校）、学校支援センターとする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書及び紙文書で保管している文書を含む。）
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

1-5 職員等の遵守義務

職員及び会計年度任用職員（以下、「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、情報資産の利用にあたっては情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティポリシー実施手順を遵守するものとする。

1-6 情報セキュリティ対策

市の情報資産を上記 1-3 の脅威から保護するため、以下の情報セキュリティ対策を講ずる。

(1) 組織体制

由布市立学校の情報資産について、適切に情報セキュリティ対策を推進するための組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

由布市立学校の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の対策を講じる。

- ① 校務系の機密性の高い情報を扱うシステムにおいては、ネットワーク分離により情報へのアクセスを制限し、情報の流出を防ぐ。
- ② 校務系のインターネットに接続する情報システムにおいては、無害化通信を実施する。
- ③ 学習系においては、マルウェア対策及び監視機能の強化等の情報セキュリティ対策を実施する。

(4) 物理的セキュリティ対策

電算機器、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講ずる。

(5) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ対策

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講

じる。

(7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。

(8) 業務委託とクラウドサービスの利用

委託する場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

クラウドサービスを利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定する。

(9) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的または必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

1-7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的または必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

1-8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要となった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

1-9 情報セキュリティ対策基準の策定

上記1-6、7及び8に規定する対策等を実施するために、基本的な要件を明記した教育情報セキュリティ対策基準を策定するものとする。(第2章に記述)

1-10 情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を策定する。

なお、教育情報セキュリティ実施手順は、公開することにより当市の行政運営に重大な支障を及ぼす恐れのある情報であることから非公開とする。